Web サイトを作成し、自分の興味のあることを紹介しよう 一あなたの発信する情報は大丈夫?トラブルから学ぶ著作権ー

弘前市立第一中学校 教諭 相澤 崇

1. はじめに

近年、コンピュータや携帯電話などの情報通信機器が発達・普及し、情報通信機器を介して他者の著作物を容易に利用することができるようになった。しかし、その反面、一部の利用者は他者の著作物を無断で複製・販売などの行為をし、著作権侵害行為として問題となっている。平成22年6月には中学生が著名なマンガを無断で複製し、インターネット上の動画サイトにアップロードをし、違法行為として警察に逮捕される事件も発生している。このように情報通信機器の発達から著作権に関する違法行為は、年齢に関わらず発生していることから、学校教育で子どもに対する著作権教育を行い、必要な知識や判断力の育成することが求められている。

平成 24 年度から完全実施される中学校学習 指導要領では,著作権に関する内容の拡充が図 られ,総則,国語,音楽,美術や技術・家庭科 で取り扱いが示されている。技術・家庭科技術 分野(以下,技術科)では「D. 情報に関する 技術」で著作権に関する指導内容を取り扱うこ とが示され,映画や楽曲等の違法な複製が制作 者に経済的な損害を与えるとともに,制作意欲 の減退などの悪影響を及ぼすことを理解させる ことが指導例として明示されている。つまり, 技術科では著作権に関する知識だけでなく,著 作者や社会に与える影響を関連させて指導し, 技術の習得をさせることを求めている。

本校の技術科では、第1学年において「D.情報に関する技術」の内容を取り扱い、そこでは各メディア(文字、文章、図、写真、音、動画など)の複合的な利用方法を学び、その後、Webサイトの制作を行っている。Webサイトの制作では自作したメディア以外に、他者の制作したメディア(著作物)を取り扱うことから、

並行して著作権に関する指導も行っている。本 実践は中学校新学習指導要領に基づく第1学年 の技術科における著作権教育の実践例である。 そして第4章に学習指導計画を示す"著作権問 題を考えよう"を中心に授業実践を報告する。

2. 著作権を尊守する態度の育成のために

著作権に関する内容は、子どもたちにとって 難解な用語や法律の解釈が必要となる。しかし、 各種用語や法律の単純な理解のみでは、教師から子どもたちへの一方向的な知識伝達型の指導 になりがちで、子どもが主体的に著作権を尊守 する態度を十分に育成することは難しいと考え る。著作権を尊守する態度の育成のためには、 実際に起きている問題に触れさせ、違法行為が 著作者、著作権者、そして社会にどのような影響を与えているかをじっくり考えさせ、その上で子どもたちに著作権の必要性を理解させる指導が必要と考える。

そこで本実践では、上記の点をふまえて、以下の点で工夫を試みた。第一に子どもたちと関連性がある著作権に関する事件を採り上げ、事件の概要を伝え、"どのような著作者の権利を侵害しているか。"、"社会に与えた影響"などの問題について考えるための話し合い活動を設定し、子どもたちに問題点を追及させる授業を設定した。第二に授業で学んだ知識を活かすため、自分の興味のあることをインターネット上で紹介することを前提とした Web サイトの制作を設定し、その制作の中で、他者の著作物の利用規定、利用のための手続き、自身の著作物の利用規定などについて実践的な態度を育成する場面を設けることとした。

3. 単元の指導計画について

(1) 単元名: Web サイトを作成し、自分の興味 のあることを紹介しよう~あなたの発信する情 報は大丈夫?トラブルから学ぶ著作権~

(2)配当時間:6時間(3)単元の指導計画

指導内容及び学習活動

- 1 時間目
- ○題材:Webサイト制作〜紹介したい内容を考え よう〜
- ○学習内容
 - ①著著作物って何?著作者の権利とは
 - ・身近な著作物の例を通して、著作物の種類に ついて理解する。
 - ・ 著作権について (著作財産権)
 - ②Webサイトで紹介したい内容を考えよう
 - ・Webサイトで公表することを前提に紹介した い内容をいくつか考える。

〇2時間目

〇題材 : 著作権問題を考えよう〜著作者の権利を 守る必要性について理解を深めよう〜

〇学習内容

- ①著作権に関する違法行為について理解を深める
- ・借りてきたDVDの視聴会
- 自分のCDのバックアップ
- ・鑑賞した映画のストーリーをブログで公開
- ②著作権侵害問題について考える
- ・中学生が動画サイト(YouTube)に人気漫画 をアップロードした事件
- ・ドラえもんの最終話同人誌問題
- ○3~6時限目
- ○題材: Webページの制作~自分の興味のあることを紹介しよう~
- ○学習内容
 - ①情報の収集~他者の著作物の利用制限~
 - ・自由利用マーク, 利用規定の確認
 - 引用について
 - ・リンクについて
 - ②情報の表現~伝えたい内容を見やすくまと めよう~
 - ・見出し (タイトル) のつけ方
 - 図・表のタイトルについて
 - ③自分の著作物の利用制限は?
 - 著作物の保護期間
 - ④作成したWebサイトを評価し、学習のまとめをしよう
 - ・完成した作品を自己評価する。
 - ・著作権の意義について
 - ・情報化社会において情報発信する際に気をつ けること

注) 第2時限目は4章で詳細の学習指導計画を示している

3.1 YouTube サイトへの人気漫画の違法アップロード事件

平成22年6月に動画サイトYouTubeに週刊少年漫画誌に掲載されている人気漫画(銀魂, NARUTO・ナルト・など)を動画ファイルとして、権利者に無断でアップロードした愛知県の男子中学生(14歳)が著作権法違反(公衆送信権侵害)の疑いで逮捕された事件。

同年代の中学生が起こした事件,自分達が読んでいる人気漫画に関わること,そして利用したことがある動画サイト(YouTube)で起きた出来事であったため,授業で採り上げた際,多くの子どもたちがこの事件に関心を持った。

3.2 ドラえもん最終話同人誌問題

インターネット上に流布されていたドラえも んの最終回をベースに、ある作家が新たなアレ ンジを加えてドラえもんの最終話を制作し、同 人誌に掲載・販売した問題。

同人誌発売後,藤子・F・不二雄氏の真作であると勘違いした多くの読者が,出版社に対して問い合わせたため,著作権者(出版者,藤子プロダクション)がこの問題を深刻に考え,著作権侵害を作家に通告した。著作権者の通告を受け,作家は著作権侵害を認めて謝罪し,在庫を廃棄処分し,得た利益を返還することになった。

著作権者である小学館の担当者は、「ドラえも んの最終話は亡くなられた藤子先生の胸の中だ けであり、この同人誌によって、藤子先生が作 り上げた世界観が変質してしまうようなことが あってはならないと思っている。」とコメントを 述べている。

大人から子どもまで誰もが知っている漫画の 著作権問題であるため、子どもたちの関心は非 常に高かった。この同人誌で公開されているス トーリーを本物のドラえもんの最終話と思いこ んでいた子どもたちも多くいた。過去のニュー スであるが、同人誌が与えた社会的な影響の大 きさを考えられる著作権問題であった。

4. 学習指導計画 (2/6)

(1) 題材名 著作権問題を考えよう~著作者の権利を守る必要性について理解を深めよう~

段		学習活動及び	
階	教師による働きかけ	生徒の活動と予想される反応	指導上の留意点
導入 8分	①既習事項を確認する Web サイトの制作するにあたり、著作物や著作権についてでました。 ②著作権侵害行為についてで質問を書いているが著作権を引きるプリントにいくつか著作権を侵害するに対して関する問題を書いていまする問題を書いています。 ③本時の目標の提示で答えてください。 ③本時の目標の提示で答えてください。 ③本時の目標の提示で答えてくために見います。とに起きた著作権制度の必ましょう。	①既習事項を確認する ・著作権について学びました。 ・著作物の種類を学習しました。 ・Web サイトの内容について考えた。 ②著作権侵害行為の問いを回答する ・借りてきた DVD の映画 DVD を見るために,友達を呼んで無料の上映会を開いた。 ・公開している映画のストーリーを掲載した。 ③本時の目標を関語を確認 ・本時の目標と学習活動を確認する。	・コリンピュータで、 ・コリント・ は、 ままり は、 ままり から は は で がら は は で がら がら がら がった は がら がった から がった から がった から
展 開 30分	著作者の権利を守る必要性! ④問題事例1を紹介 最初に紹介するのは、中学生 が起こした著作権侵害事件になります。 ・YouTubeへの違法アップード事件を紹介で生徒の考えを紹うな行為をがあるができませい。 を深めるができませいである。または影響を考えてかまたは影響を考えてみままという。	全では関連を深めよう ④問題事例1の内容について教師の説明を聴く ・中学生が起こした YouTube へドークをである。 ・中気ででは、著作者の気持、発生をした。 ・中気では、著等をある。 ・大ouTube には、ないのでは、表するでは、表すでは、ないのではないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	・ ** ・ **

・動画サイトのイメージが悪くな る。	
1	
自分だけでなく、著作者、社 会などに様々な影響を与ええ る重大なことですね。もうー 展 つ違う事例について考えてみ ましょう。 ・ドラえもん最終話同人誌問	件の概要をまと りたスライドを 注徒用のコンピ ュータの画面に 送信する。
を深める	≤手,指名 E徒の考えや意見 「寧にひろいあげ 貰していく
30 たと思います。作者の藤子先 生は最終話を描かずに亡くなっていますが、この作品を見たときに藤子先生やその関係者はどのように思いますか。また、ドラえもんのファンはどのように感じますか。 ・どんなにいい話でも、藤子先生のドラえもんの世界を壊すよう思えてきた。・話を想像するまでは良いが、それを販売するのはやはり問題がある。・	
ら著作権に関する問題は何故 原因、著作者の気持ち、社会に与 入 起きるのか。そして起きるこ える影響についてワークシート	ークシートに記 、 2,3名に発表
まとめ 著作権侵害行為は著作者の制作意欲を無くす行為や著作権者の意欲をなくするとは、著作者の意欲をなくするとに与える影響も大きいものです。そして違法行為者は、刑事的な責任の他に民事的な責任も背負うことになります。他者の著作物を利用する場合、正しい手続きが必要に	ークシートの自 己評価欄に(4件 法)本時の自己評 面を記入する。m た,理解したこと で感想を記入 っ と が ことする。 ンピュータの電 原を切る。 こ評価カード回
理解し、作品づくりに活かし ていきましょう。	Z
⑩次時の予告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ĺ

5. 成果と課題

授業のまとめで,授業で学んだことや理解したことを自由記述でまとめさせたところ,下記に示す感想があった。

- ○中学生が逮捕されるような事件が起きている なんて思いもしなかった。何も考えないで人 の著作物を勝手に利用すると、とんでもない トラブルがあるということを初めて知りまし た。著作者のことを考えない行為はしてはい けないと自覚できました。
- ○作った人が一生懸命世の中に広めようとした 努力を考えると、他人の著作物を無断で使用 することはいけないと思いました。インター ネットの世界ではルールを守れていない人が いっぱいいるけど、著作権のことを正しく理 解してないことが原因だと思いました。
- ○今まで著作物を作った人の権利について考え たことはなかった。著作者が苦労したことを 考えると著作権は当たり前の権利であると思 った。
- ○ドラえもんの最終話は、けっこういい話かな と思ったけれど、よく考えると藤子先生が望 んではいないことだと思いました。著作権に 反する行為はやはり自分勝手な行動が起こし ていると思いました。
- ○個人で使用する場合や学校の授業で使用する場合など、他人の著作物を利用するとき、区別があることがわかりました。自分の都合でその利用区分を変えては、いけないと思いました。

○著作権に違反する人は、やはりどこか自分勝手な部分というか、自分優先的な考えがあると思いました。

当初、授業で実際に起きた著作権に関する問題や事件を採り上げることに対して、子どもたちがどのような反応をするかは大変心配であった。しかし、実際に著作権に関する問題や事件を採り上げると、ほとんどの子どもたちが関心を持って授業に取り組んでくれた。そして授業での話し合い活動を通して著作者や著作権者の苦労を考えられるようになり、なぜ著作権制度が必要かということを理解するようになってきた。

並行して行った Web サイトの制作活動でも 著作権に関する意識は高く,他の著作物利用の 際にはサイト内の利用規約などを確かめるよう になった。

今後もいろいろな機会を通して著作権に関する指導は必要と考えるが、中学校1年生の段階で他者の著作物の権利を尊守する態度の育成は十分に図れたと考えている。

新学習指導要領では、技術科以外にも国語、音楽、美術などで著作権に関する内容を扱うことになっている。今後は他教科と連携しながら、中学校全体での著作権教育に関するカリキュラムを作成し、授業実践していきたい。

6. 生徒の作品例(Web サイトの制作例)



